

立教大学コミュニティ福祉学部・研究科 研究倫理委員会運営規定

第1条【設置】 立教大学コミュニティ福祉学部・研究科（以下、「学部・研究科」と記す。）は、「立教大学コミュニティ福祉学部・研究科倫理指針」（以下、「倫理指針」と記す。）を的確に運用するために、教授会のもとに研究倫理委員会（以下、「委員会」と記す。）を設置する。

第2条【目的】 委員会は、学部・研究科において倫理指針が遵守されるよう研究計画の段階での審査を担う。

第3条【構成】 委員会は次の構成委員をもって組織する。

- （1） 委員長1名は、コミュニティ福祉学部学部長・研究科委員長（以下、「学部長」と記す。）が指名する。
- （2） 委員（以下、「委員」と記す。）は若干名とし、委員長と協議の上、学部長が指名する。
- （3） 委員長および委員の任命にあたっては、教授会の承認を必要とする。
- （4） 委員長および委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第4条【委員会の運営】 委員会は、委員長が召集する。

2. 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。
3. 議決にあたっては、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし可否同数のときは、委員長の裁定するところによる。

第5条【委員会の業務】 委員会は第1条に基づき、以下の各号に掲げるものを主たる業務とする。

- （1） 学部・研究科に所属する者から申請された、研究計画書等に対する倫理指針に基づく審査。
- （2） その他、倫理指針の改正に関する事項など、教授会や委員会が必要と認める業務。

第6条【審査の申請】 申請者は、審査申請書（様式1-1）を学部長宛に提出する。

第7条【審査の基準】 審査にあたっては、倫理指針全般に準拠しているか否かを問う。特に以下の各号に掲げる事項に留意する

- （1） 研究の対象となる個人や組織、地域の構成員に対する人権擁護。
- （2） 対象となる個人や組織・地域の構成員に関して、研究によって生じうる不利益や危険性（心理的侵襲を含む）の回避あるいは対処。
- （3） 研究の目的や手続きに関して、対象となる個人（必要な場合はその家族・遺族または保護義務者）や組織・地域構成員の理解を求め、同意を得る手続き。

第8条【審査の結果】 審査の結果は、次の各号のいずれかとする。

- （1） 承認
- （2） 条件付き承認（加筆修正ほどではない軽微な修正を含む）

- (3) 加筆修正ないし再申請の勧告
- (4) 不承認

第9条【審査の手順ならびに結果の通知】

- (1) 学部長は、委員会に審査を付託する。
 - (2) 委員長は委員会を招集し、委員に審査を依頼する
 - (3) 委員は第7条に示す審査基準に従って審査を行い、委員長に意見を提出する
 - (4) 委員長は委員から提出された意見をまとめ、第8条に示す審査結果と共に審査結果報告書としてまとめる
 - (5) 承認以外の場合には、委員長は申請者に審査結果報告書（様式2-1）を送付する
 - (6) 申請者は、審査結果報告書を参考にして、申請書を修正し再申請を依頼する。以下、承認となるまでこれを繰り返す。
 - (7) 承認された場合には、委員長は学部長に報告し、学部長は当該申請者に対して審査結果通知書（様式2-2）により通知するものとする。
2. 前項の通知にあたり、判定が第8条第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する場合、審査結果通知書（様式2-2）に理由等を明記しなければならない。

第10条【研究計画の変更時】 申請者が承認された研究計画を変更しようとする場合には、遅滞なく研究計画修正報告書（別紙様式1-3）を委員長に提出しなければならない。

第11条【守秘義務】 委員会の委員は、審査の過程で知り得た秘密を漏洩してはならない。

- 2. 審査の経緯は記録として保存するが、公表しないことを原則とする。

附則

- 1. 運営規定の改正は立教大学コミュニティ福祉学部教授会の審議を経て、学部長がこれをおこなうものとする。
- 2. 運営規定は2009年6月24日をもって施行する。
- 3. 2025年1月29日改正